

事件番号 令和4年(ワ)第627号 暴行及び詐欺の損害賠償請求事件
原告 炭本 治之
被告 医療法人 会

原告から被告代理人あて事務連絡

氏の資格について

被告代理人 弁護士 様
広島地方裁判所 民事第1部合1ア係 御中

令和5年2月15日
原告 炭本 治之

連絡の趣旨

- (1) 氏は、歯科衛生士の国家資格を所有しているかどうか、
本人に確認したうえで、はい・いいえでご回答ください。
- (2)仮に「はい」との回答なら、
ご本人は、資格者証の原本を所有しているはずですから、
歯科衛生士資格者証原本のコピーを裁判所と原告に提出してください。

連絡の理由

Webで調べたところ、歯科業界では身分を詐称していることがあるそうです。

以下の情報は、厚生労働省のWebサイトで確認済みです。

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_i_sei/

氏(病院理事長)は医師

氏(歯科責任者)は歯科医師

氏(勤務医)は歯科医師

しかし、歯科衛生士については確認できません。

広島市保険所では確認していないと電話連絡がありました。

以上